

金沢市指定管理者選定会要綱

(平成 15 年 12 月 26 日決裁)

改正 平成 17 年 4 月 1 日決裁

平成 20 年 10 月 17 日決裁

平成 24 年 4 月 1 日決裁

平成 28 年 3 月 23 日決裁

令和 2 年 4 月 1 日決裁

令和 3 年 3 月 19 日決裁

令和 7 年 3 月 24 日決裁

(設置)

第 1 条 本市における指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定を公平かつ適正に実施するため、金沢市指定管理者選定会（以下「選定会」という。）を置く。

(審査等)

第 2 条 選定会は、指定管理者の指定に係る申出について、事業計画書その他の書類を審査し、指定管理者として指定することが適當なものを選定のうえ、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 選定会は、会長及び選定員若干名で組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 選定員は、都市政策局長及び総務局長をもって充てるほか、学識経験を有する者たちから市長が委嘱する。

4 会長は、会務を総理し、選定会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する選定員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 選定会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 選定会の会議は、選定員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(参考人の出席等)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、選定会の会議に知識経験を有する者その他

の参考人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 選定会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、指定管理者の指定に係る審査について、選定員を補佐する。

(庶務)

第7条 選定会の庶務は、総務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月6日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月17日決裁）

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

附 則（平成24年4月1日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。